

19川監公第8号

平成19年4月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿川隆
同	奥宮京子
同	小林貴美子
同	西村英二

監査の種別 定期監査

監査の対象 健康福祉局（こども事業本部）

消防局

教育委員会事務局（小学校・中学校）

監査の範囲 平成 18 年度執行の財務事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）

監査の期間 平成 19 年 1 月 9 日から

平成 19 年 3 月 22 日まで

#### 監査の結果

今回の監査は、収入、支出、契約及び財産管理に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行った。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項が見受けられた。

#### 1 指定管理者の管理に係る備品の管理を適正に行うべきもの

指定管理者制度により施設の管理が指定管理者へ移行されることに伴い、本市所有の備品の管理事務も指定管理者が行うこととなるが、併せて川崎市物品会計規則（昭和 39 年規則第 32 号）上の管理等は、引き続き本市が行う必要がある。

指定管理者に管理を移行したみぞのくち保育園の備品管理状況についてみたところ、同規則第 44 条により本市が作成する備品整理簿等と現品が照合できない事例が見受けられた。指定管理者に本市所有の備品の管理を移行する際に、備品整理簿等と現品との照合が行われていなかったため、同規則第 61 条第 2 項に規定する手続に準じて、双方立会いの上速やかに実施するとともに、今後は、同規則第 64 条の規定による毎年度 1 回以上の検査を実施するなど適切な備品管理に努められたい。

また、指定管理者が本市所有の備品を廃棄し、本市にその旨を口頭で連絡したにもかかわらず、本市の備品整理簿等に登載されたままとなっている事例が見受けられた。本市と指定管理者との間では、指定管理者が本市所有の備品を廃棄した場合の本市への報告の時期や方法などが定められていないので、備品の廃棄等に関する具体的な事務手続について整備するなど適切な備品管理に努められたい。

(健康福祉局こども事業本部こども施策推進部こども計画課)

## 2 調理業務委託を適正に行うべきもの

中央児童相談所は、一時保護児童の給食についての献立の作成、給食材料の購入、調理等の業務を外部業者に委託している。平成18年度の契約に当たっては、基本委託料(予算額705万6千円)を対象として指名競争入札を実施し、給食材料費(予算額727万9千円)については、落札者との間で、基本委託料に加え、実費相当額を支払うこととして契約を締結している。

契約書に付随する業務仕様書では、給食材料購入費用は、本市の指定する事務処理要領により整理し、請求することとされている。また、受託者は、給食材料の購入に当たり、本市の「製造の請負・物件の供給等有資格名簿」に登録されたものから、納入品目ごとに1者独占とならないよう前もって複数の納入事業者を指定し、その名簿を本市に提出することとされている。

しかしながら、中央児童相談所は事務処理要領を作成しておらず、受託者は指定納入事業者の名簿を提出せずに、給食材料を品目ごとに特定の納入事業者から購入しており、納入事業者5者のうち本市の登録業者は1者のみであった。

委託業務の適正な執行のため、仕様書に定める事項の遵守について、自ら徹底するとともに、受託者に対し、指導・監督を行われたい。また、指定納入事業者の名簿への登載方法につき、実態に合わせ改善の要否を検討されたい。

なお、入札参加者に提示している仕様書には、給食材料費の年間予定額や1食当たりの単価の目安などは示されていなかったが、入札参加者がより正確に入札額を積算することができるよう、給食材料費に関する条件・情報を入札参加者に示されたい。また、契約書では、給食材料実費相当額は、月ごとに本市が適正と認めた実費額とされているだけで、具体的な判断基準は定められていないが、疑義が生じることのないよう具体的な判断基準の設定について検討されたい。

(健康福祉局こども事業本部こども家庭センター中央児童相談所)

### 3 学校における支出事務を適正に行うべきもの

物品購入代金の支払の時期については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第14条において準用する同法第6条の規定により、検査終了後適法な支払請求を受けた日から30日以内の日と定められている。

しかしながら、各学校における支出事務についてみたところ、請求日から30日を過ぎても支払が行われていないものが見受けられた。その中には、請求日から100日以上経過しているものが散見された。

各学校においては、同法に基づき、支払が遅れることのないよう支出事務を適正かつ迅速に行われたい。

また、学校における支出命令の審査事務は、学校財務担当課の審査出納員が収入役から委任を受けていることから、担当課においては、各学校の

支出事務が適正に行われるよう指導の徹底を図られたい。

( 教育委員会事務局総務部学事課、下河原小学校、木月小学校、大谷戸小学校、子母口小学校、鷺沼小学校、平小学校、東菅小学校、御幸中学校、金程中学校、白鳥中学校 )